

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

早坂高原地域の観光・森林資源の有効利用による地域活性化計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

岩手県、岩泉町

3. 地域再生計画の区域

岩手県下閉伊郡岩泉町の区域の一部（旧大川村及び旧小川村）

4. 地域再生計画の目標

岩泉町は岩手県の北東の沿岸部に位置し、東は太平洋に臨み、西は盛岡市と接しており、面積 99,292 ヘクタールと本州では一番広い町である。その約 91% を森林が占め、「森と水」を基軸にしたまちづくりを展開している。

本町のまちづくりの指針である総合計画では、「大きな樹が育ち明日が見える岩泉」を基本目標とし、林業については、持続可能な森林経営を目指した人工林の保育、再造林を徹底し、近年高まりを見せる広葉樹への多様なニーズ（シイタケの原木・パルプの原料など）に対応するとともに、生物多様性に配慮した森林施業を進めている。

このような中、町の西部区域（旧大川村・旧小川村）は、木材生産業のほか原木シイタケや菌床シイタケ生産が盛んな地域であり、首都圏の大手スーパーへ出荷するなど、地域おこしの核となる産業に成長してきている。

しかしながら、本区域は、林道等路網の発達が不十分であり、シイタケ生産の原料となる広葉樹を含む木材・林産物の生産、森林整備に支障をきたしている。

また、平成 19 年度に国道 455 号の早坂トンネルが開通し、県都盛岡市までの所要時間が 20 分程度短縮され、都市部からのアクセスが改善されたところであり、豊富な早坂高原の自然環境を生かした観光資源の PR、特産品(マツタケ・シイタケ・食用ホオズキ・短角牛・天然水)の開発等、地域おこしに取り組んでいる。

しかしながら、国道 455 号と特産品の生産地を結ぶ幹線林道・町道の老朽化が著しく法面が崩壊するなど安全通行・物流の安定に支障をきたしている。

このため、本区域において、観光振興・都市住民との交流活動として取り組んでいる「早坂高原の森林セラピー」、「森の町内会事業による都市住民と連携した森づくり」の効果が最大限に発揮できていない状況にある。

これらの課題を解消するため、道整備交付金を活用して、①林道を整備し路

網を充実させ、生産コストの削減による木材生産業の拡大と広葉樹生産によるシイタケ生産量の拡大を行うとともに、②幹線林道・町道を改良整備し、交通安全の確保により、物流の安定化、観光産業・人の交流の活性化を図る。

本計画は、道整備交付金を活用する林道・町道の整備事業とその他の関連事業を併せて実施することにより、早坂高原地域の活性化・再生を目指すものである。

(目標1) 西部地域で生産間伐面積の増大

現状 20ha/年 → 目標 24ha/年 (20%増加)

(目標2) 町内のシイタケ生産量の増大

現状 1,200 t/年 → 目標 1,320 t/年 (10%増加)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本町の主産業である木材生産、シイタケ生産業の拡大と区域の交通安全の確保、物流の安定化を図るため、以下の事業を実施する。

- ① 国道455号と幹線林道八戸・川内線を接続する「林道田山線」、国道455号と林道田山線を接続する「林道三田貝線」、国道340号と国道455号を接続する「林道砂子線」を一体的に整備し、路網の充実を図る。
- ② 国道455号と県道大川松草線を結ぶ「幹線林道八戸・川内線」は、老朽化が著しいため法面を改良し、交通安全の確保と物流の安定化を図る。また、その他の事業と連携して「町道唐地線」の舗装改良を行い、交通安全の確保と物流の安定化を図る。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る事業手続を了している。なお、整備箇所等については、別添の図面による。

① 林道

田山線 森林法による久慈・閉伊川地域森林計画(平成19年樹立)に記載

三田貝線 森林法による久慈・閉伊川地域森林計画(平成19年樹立)にH20変更記載

砂子線 森林法による久慈・閉伊川地域森林計画(平成19年樹立)に記載

八戸・川内線 森林法による久慈・閉伊川地域森林計画(平成19年樹立)に記載

② 町道

唐地線 道路法に規定する市町村道に昭和61年12月17日認定済み

[施設の種類の (事業区域) 事業主体]

- ・ 林道 岩泉町 岩手県
- ・ 町道 岩泉町 岩泉町

[事業期間]

- ・ 林道 (平成 23 年度 ~ 平成 27 年度)
- ・ 町道 (平成 24 年度 ~ 平成 25 年度)

[整備量・事業費]

- ・ 林道 17.8km 町道 0.4km
- ・ 総事業費 2,879,550 千円 (うち交付金 1,439,775 千円)
(内訳) 林道 2,859,550 千円 (うち交付金 1,429,775 千円)
町道 20,000 千円 (うち交付金 10,000 千円)

5-3 その他の事業

地域再生法による道整備交付金を活用するほか、目標を達成するため以下の事業・施策を行う。

- ① 県道大川松草線 道路改良 (実施主体: 県)
(社会資本整備総合交付金 平成 27 年度完了予定)
- ② 木材生産・シイタケ生産を増大する事業 (継続事業)
 - ・ 森林認証事業 (実施主体: 町、地元企業共同申請)
(町有林と地元企業の社有林について、自然環境に配慮し持続可能な森林経営を行なっていることを共同申請し、国際機関(FSC)より認証を受けている。認証箇所より出材した木材は認証材として販売が可能。)
 - ・ 森林環境保全整備事業 (実施主体: 県、町、森林組合等)
(森林整備に対する国庫補助事業。)
 - ・ 森林・林業・木材産業づくり交付金 (実施主体: 町、事業体)
(当町では、同交付金を活用し、きのこ生産の第3セクター企業を立ち上げており、平成 22 年度においても、増産に対応するため培養棟 4 棟を増設した際に、同交付金により補助を受けている。)
 - ・ シイタケ主産地形成促進事業 (実施主体: 町)
(きのこ生産施設整備費を補助する町単独補助事業。)
 - ・ 森の町内会事業 (実施主体: 町、森林組合、NPO法人、企業)
(本活動の趣旨に賛同する企業より、間伐材を利用した紙を一般の紙より割高(間伐経費を上乗せしている)で利用してもらい、その売上金により間伐を行なう事業。)
- ③ 森への感謝と森を大切にすまちづくりを行う事業
 - ・ 未来を育てる植樹祭 (実施主体: 町実行委員会)
 - ・ カタクリ再生大作戦 (実施主体: 町実行委員会)
(早坂高原で植樹や育樹活動のほかボランティアによる環境整備を行う事業。)

6. 計画期間

平成 23 年度～平成 27 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に岩手県・岩泉町が必要な調査を行い、達成状況の評価・改善すべき事項の検討などを行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし